

単一用途

【機能従属】

- ・防火対象物内に複数の用途がある場合でも、主用途部分と従属的部分について、以下のすべての条件が満たされていれば、単一用途となる。
 - ①管理権原を有する者が同一。
 - ②利用者が同一であるか、密接な関係を有する。
 - ③利用時間がほぼ同一。

【みなし従属】

- ・防火対象物内に複数の用途がある場合でも、主用途部分と独立用途部分について、以下のすべての条件が満たされていれば、単一用途となる。
 - ①主用途部分の面積が延べ面積の90%以上。
 - ②独立した用途部分の面積が延べ面積の10%以下で、かつ、300㎡未満。
- ※独立した用途部分が 2項ニ・5項イ・6項イ(1)(2)(3)・6項ロ・6項ハ (利用者を入居させ宿泊させるものに限る。) であれば、みなし従属は適用されず、全て 16項イ となる。

【住宅を含む建築物の場合】

- ①一般住宅
 - ・令別表第一の用途の面積が住宅の面積より小さく、かつ、令別表第一の用途の面積が50㎡以下。
- ②単体用途の防火対象物
 - ・令別表第一の用途の面積が住宅の面積より大きい。
- ③複合用途の防火対象物
 - ・令別表第一の用途の面積が住宅の面積より小さく、かつ、令別表第一の用途の面積が50㎡を超える。
 - ・令別表第一の用途の面積と住宅の面積がほぼ等しい。